

対象の方は
登録の検討を！

「避難行動要支援者名簿」

近年の大規模災害における犠牲者の多くは、高齢者や障害者などの「避難行動要支援者」です。有田川町では、それらの方の情報を事前に登録し、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員などと共有して、災害対策に役立てています。

災害発生時、地域内での避難支援活動を円滑に行うためには、自治会などを中心とした助け合いが大切です。

「避難行動要支援者名簿」登録対象者

- ① 65 歳以上の一人暮らし高齢者
 - ② 65 歳以上の高齢者のみの世帯の方
 - ③ 介護保険法に基づく要介護認定において要介護 3 以上の判定を受けている方
 - ④ 身体障害者のうち障害者手帳を有する方で、障害の程度が 1 級または 2 級の方
 - ⑤ 知的障害者のうち療育手帳を有する方で、障害の程度が A 判定の方
 - ⑥ 精神障害者のうち精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている方
 - ⑦ 特定疾患医療受給者証を受けている難病患者、小児慢性特定疾患医療受給児
- ※上記に該当する人で、かつ下記項目に該当する人が対象になります。
- ・在宅の方であって、災害時に自力避難が困難な方
 - ・自身の避難支援に係る個人情報自治会などへ提供することに同意した方

登録申請の方法

やすらぎ福祉課（金屋庁舎）または自治会・民生委員児童委員・自主防災組織代表者へご連絡ください。

その後、町の調査員が自宅を訪問し、申請書の作成をお手伝いし、登録を行います。既に登録済みの方の再登録は不要です。

●個別計画作成方法

個別計画対象要支援者と自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織などが相談しながら個別計画を作成します。

●ご理解ください

この制度は、あくまで地域住民が共に助け合う「共助」の考えのもとに行われます。

災害時には避難支援者も被災することが考えられます。必ず支援を受けられるとは限らず、支援者が責任を負うものではありません。

決壊についても注意が必要です。

住宅の耐震診断・改修

有田川町では対象となる住宅での耐震診断や耐震改修、耐震ベッド・シェルターの設置に対し、補助を受けることができます。補助対象や要件などは広報ありだがわ5月号や町ホームページでご確認いただくか、建設課（吉備庁舎）までお問い合わせください。

危険なブロック塀の撤去

大地震などが発生した際、倒壊する恐れのあるブロック塀は誰かの命を奪う凶器になるかもしれません。有田川町には、対象となるブロック塀に対して撤去費用を補助する制度（最大10万円）があります。

家具などの見直し

近年の地震による負傷者の30％は、家具類の転倒・落下・移動が原因です。部屋に物を置かない。

家具の転倒防止

出っぱなしにしないことが最大の防御となります。その上で、下敷きにならないよう、また避難経路が確保できるよう、家具類の配置を見直すようにしましょう。

各家庭で固定されていない家具などの固定を行ってください。

有田川町には高齢者のみの世帯や障害をお持ちの方などが居住する世帯に対して、家具固定を支援する制度があります。

